

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	東海財務局長						
【提出日】	平成26年 2月25日						
【会社名】	株式会社東祥						
【英訳名】	TOSHO CO., LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沓名 俊裕						
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5						
【電話番号】	(0566) 79 - 3111 (代表)						
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉						
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5						
【電話番号】	(0566) 79 - 3111 (代表)						
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table> <tr> <td>一般募集</td> <td>1,198,000,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>719,000,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>179,000,000円</td> </tr> </table>	一般募集	1,198,000,000円	引受人の買取引受けによる売出し	719,000,000円	オーバーアロットメントによる売出し	179,000,000円
一般募集	1,198,000,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	719,000,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	179,000,000円						
	<p>(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成26年 2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年 2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち、主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 						
【縦覧に供する場所】	<p>株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）</p>						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年2月25日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成26年2月25日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年3月5日（水）から平成26年3月11日（火）までのいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	700,000株	1,198,000,000	599,000,000
計（総発行株式）	700,000株	1,198,000,000	599,000,000

（注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成26年3月12日（水） 至 平成26年3月13日（木） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年3月18日（火）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年3月5日（水）から平成26年3月11日（火）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.to-sho.net/ir/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価

格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年3月4日(火)から平成26年3月11日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年3月5日(水)から平成26年3月11日(火)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年3月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年3月6日(木) 至 平成26年3月7日(金)」

発行価格等決定日が平成26年3月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年3月7日(金) 至 平成26年3月10日(月)」

発行価格等決定日が平成26年3月7日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年3月10日(月) 至 平成26年3月11日(火)」

発行価格等決定日が平成26年3月10日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年3月11日(火) 至 平成26年3月12日(水)」

発行価格等決定日が平成26年3月11日(火)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成26年3月19日(水)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 刈谷支店	愛知県刈谷市相生町一丁目1番地1

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	490,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	105,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	35,000株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	35,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	35,000株	
計	-	700,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,198,000,000	12,000,000	1,186,000,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月18日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,186,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限169,000,000円と合わせた、手取概算額合計上限1,355,000,000円について、全額を平成27年3月末迄にスポーツクラブ事業及びホテル事業への設備資金に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成26年3月5日（水）から平成26年3月11日（火）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	400,000株	719,000,000	愛知県安城市 脊名 俊裕

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成26年2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	自 平成26年3月12日（水） 至 平成26年3月13日（木） （注）3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	（注）4

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年3月5日（水）から平成26年3月11日（火）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売

出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.to-sho.net/ir/index.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込期間と同一とします。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	280,000株
東海東京証券株式会社	60,000株
S M B C 日興証券株式会社	20,000株
いちよし証券株式会社	20,000株
みずほ証券株式会社	20,000株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、平成26年3月19日(水)となります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	100,000株	179,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.to-sho.net/ir/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成26年 3月12日(水) 至 平成26年 3月13日(木) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 店及び国内各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成26年3月19日（水）となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月25日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成26年3月19日（水）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部銘柄にそれぞれ指定される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年2月25日（火）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成26年3月26日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年3月20日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大

和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年3月5日(水)の場合、「平成26年3月8日(土)から平成26年3月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月6日(木)の場合、「平成26年3月11日(火)から平成26年3月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月7日(金)の場合、「平成26年3月12日(水)から平成26年3月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月10日(月)の場合、「平成26年3月13日(木)から平成26年3月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月11日(火)の場合、「平成26年3月14日(金)から平成26年3月20日(木)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である沓名俊裕並びに当社株主である沓名真裕美及び沓名裕一郎は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年2月26日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年3月5日（水）から平成26年3月11日（火）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.to-sho.net/ir/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「3 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

- 本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 会社概要

● 会社概要（平成26年1月31日現在）

会 社 名	株式会社東祥
設 立	昭和54年3月1日
本 店 所 在 地	愛知県安城市三河安城町1丁目16番地5
代 表 者	代表取締役社長 喜名 俊裕
資 本 金	950,754千円
発行済株式総数	18,392,000株
従 業 員 数	270名（外、平均臨時雇用者数675名）

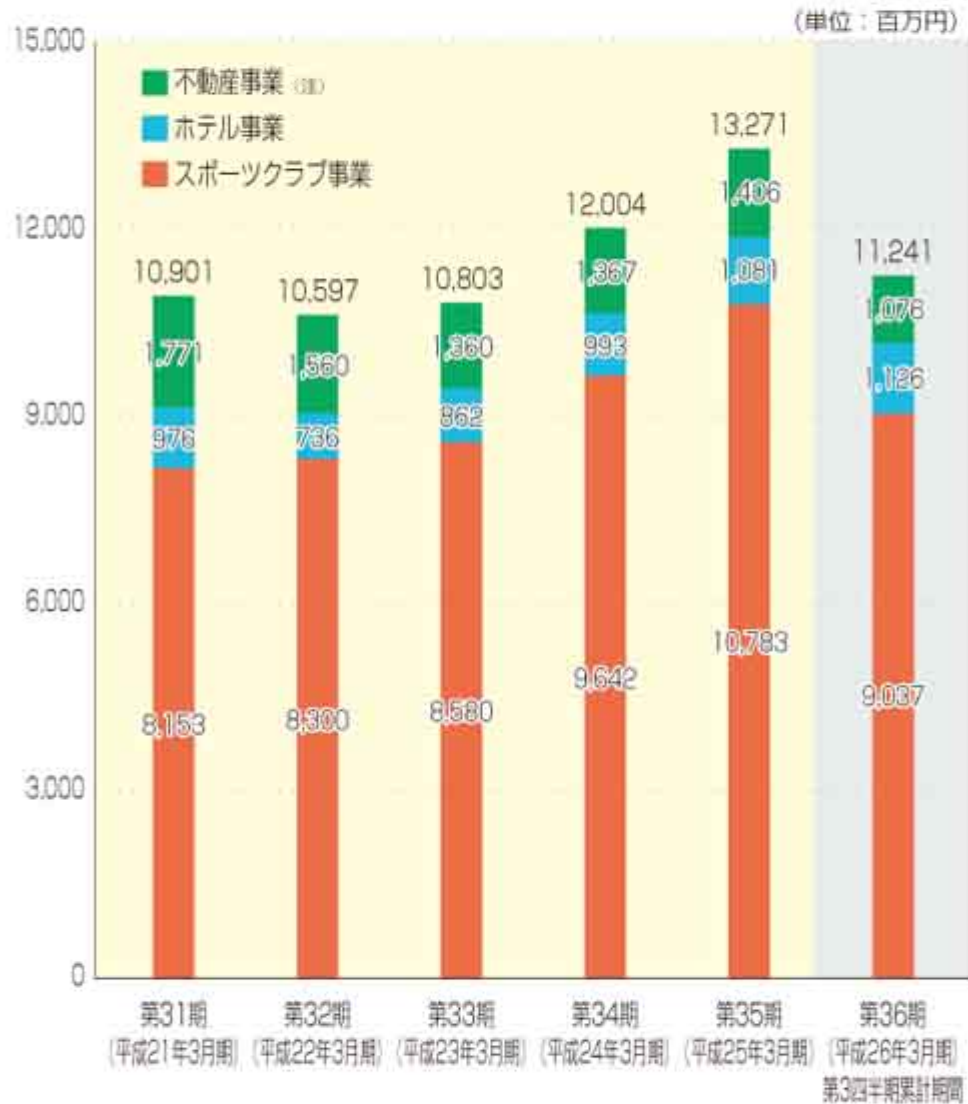
● 沿革

昭和54年3月	東和建設株式会社を設立し、土木建設請負業を始める。
昭和57年2月	宅地建物取引業免許を取得し、発売分譲住宅等の販売を始める。
昭和61年12月	祥福不動産株式会社を設立し、分譲マンション販売及び自社賃貸マンションの建設を始める。
平成元年8月	祥福コーポレーション株式会社を設立し、祥福不動産株式会社が販売した分譲マンション管理、賃貸マンション管理を始める。
平成元年12月	祥福不動産株式会社は、「ホリデイゴルフガーデン新田店」を出店。
平成2年4月	株式会社ホリデイを設立し、ゴルフ練習場の運営を始める。
平成2年12月	株式会社ホリデイは、「ホリデイゴルフガーデン和泉店」を出店。
平成3年5月	株式会社喜名を設立し、建設作業の請負業を始める。
平成6年3月	株式会社住まい発見のコロンブスを設立し、不動産仲介業を始める。
平成7年3月	株式会社住まい発見のコロンブスを株式会社未来都市に商号変更し、賃貸マンションの受注建設を始める。
平成8年1月	東和建設株式会社が株式会社喜名を吸収合併。
平成8年1月	祥福不動産株式会社が祥福コーポレーション株式会社を吸収合併。
平成8年5月	株式会社ホリデイは、「ホリデイスポーツクラブ三河安城」を出店。
平成9年5月	株式会社未来都市を株式会社ジューエルホーム愛知三河に商号変更し、ジューエルホーム株式会社のフランチャイズに加盟し、ツーバイフォーの戸建住宅販売を始める。
平成9年5月	祥福不動産株式会社をショーブク株式会社に商号変更。
平成9年8月	祥福開発株式会社を設立し、株式会社ホリデイから飲食部門を分離。
平成11年4月	ショーブク株式会社、株式会社ホリデイ、株式会社ジューエルホーム愛知三河、祥福開発株式会社を吸収合併し、株式会社東祥に商号変更。
平成11年10月	株式会社和泉芝生より造園事業を譲受。
平成11年11月	「サンルート三河安城」、「サンマルク三河安城」をオープン、ホテルレストラン事業開始。
平成12年12月	「ホリデイスポーツクラブ刈谷知立」を出店しスポーツクラブ事業での多店舗展開開始。
平成13年3月	株式会社和泉芝生を吸収合併。
平成16年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年3月	自社所有賃貸マンション「A・City日の出」が完成。「A・City」シリーズの展開を始める。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年9月	「サンルート三河安城」を「ABホテル三河安城本館」に名称変更、「ABホテル三河安城新館」を出店しホテル事業での多店舗展開開始。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
平成24年5月	ホリデイスポーツクラブにおいて、関東初進出となる「ホリデイスポーツクラブ船橋日大前」を開業。
平成25年3月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成25年5月	名古屋証券取引所市場第二部に上場。
平成25年6月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）上場廃止。
平成26年1月	現在、「ホリデイスポーツクラブ」58店舗、「ABホテル」7店舗、「A・City」等の自社所有の賃貸マンション50棟2,070室所有。

● 事業の概況

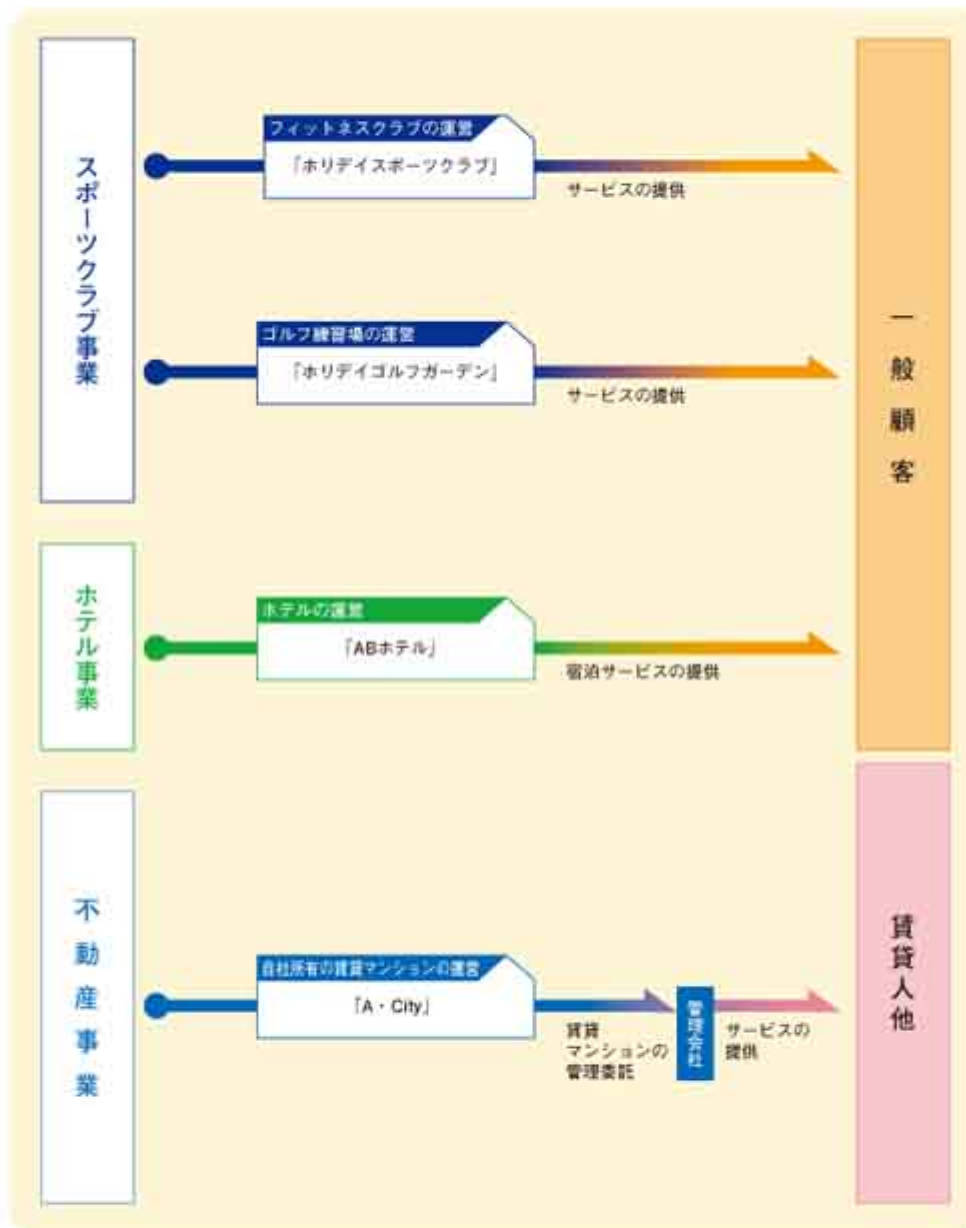
当社は、「健康」をキーワードに事業展開を行っております。「健康」な生活を創造するために当社は、「ホリデイスーツクラブ」という名称で大人だけのスポーツクラブ事業を展開するほか、「ABホテル」という名称でホテル事業を運営しており、「A・City」という名称で自社所有の賃貸マンションを運営しております。

● セグメント別売上高推移



(注) 不動産開発事業につきましては、請負事業を停止し賃貸事業が中核となったため、平成21年4月1日より不動産事業と名称変更しております。

2 事業の内容



①スポーツクラブ事業

当事業は、「ホリデイスポーツクラブ」という名称で、全国で58店舗（平成26年1月31日現在）を運営しております。

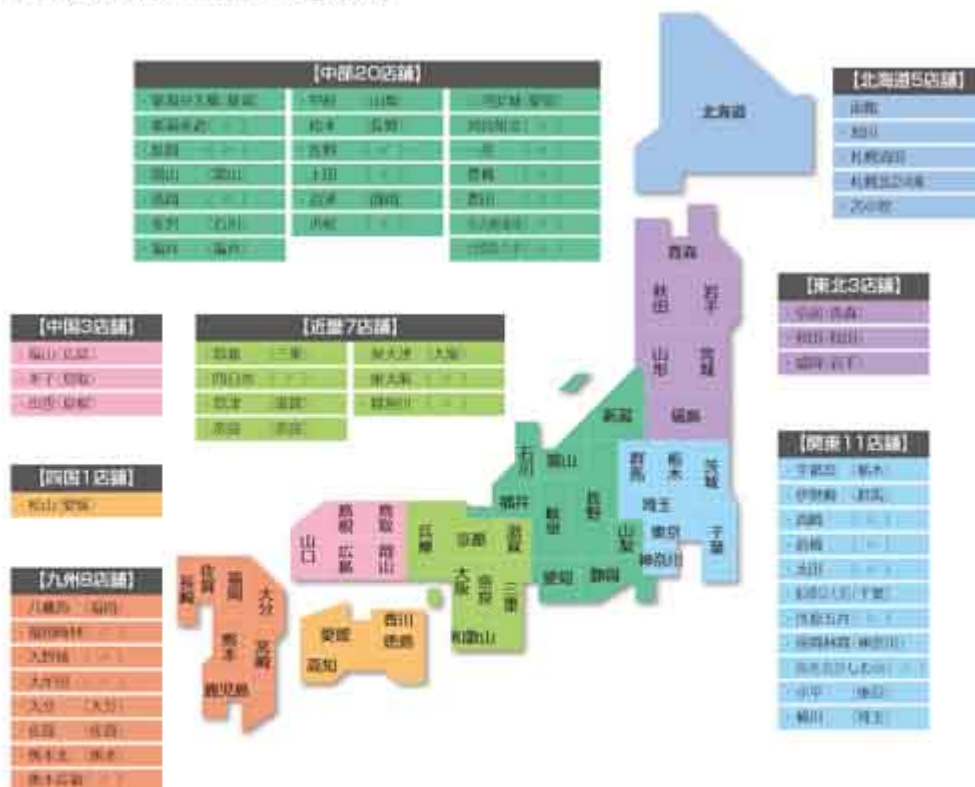
16歳以上の大人に特化した会員制スポーツクラブとして、「大人の健康」をキーワードに「遊ぶ・楽しむ・フィットネス」を基本コンセプトとして、地域の皆様の健康づくりやリラクゼーションの場所を提供しております。

また、「ホリデイゴルフガーデン」という名称で、愛知県安城市内において2店舗（平成26年1月31日現在）のゴルフ練習場を運営しております。



ホリデイスポーツクラブ船橋日大前（左：夜、右：昼）

<平成26年1月31日現在>58店舗体制



【館内設備等の一例】



当社の施設は、ジュニア用スイミングスクールを併設しないことにより、大人専用の施設とし、週70本以上あるエクササイズを月会費のみで利用することができます。また地域の特性、会員のニーズに合わせて深夜24時までの営業（一部店舗を除く）、リラクゼーション施設の充実、グループ会員割の導入を図り、会員確保に努めております。

【プログラム等の一例】



また、サービス面においては、会員様に快適なサービスを提供するため、会員様のニーズにあわせたプログラムの開発、接客技術等の向上が必要であると考えており、社員教育等の強化に取り組んでまいります。

②ホテル事業

当事業は、「ABホテル」の名称でJR三河安城駅前に3店舗、豊田市、岡崎市、名古屋市及び小牧市に各1店舗の愛知県内に合計7店舗（平成26年1月31日現在）を運営しております。「ビジネスホテルより快適に、シティホテルよりリーズナブルに」をキーワードに忙しいビジネスシーンや、アクティブな観光を快適にサポートするくつろぎ空間を提供し、お客様のニーズに着実に応える細やかなサービスを行っております。



<平成26年1月31日現在>

愛知県下 7店舗 ・安城市 3店舗 ・名古屋市 1店舗
 ・豊田市 1店舗 ・小牧市 1店舗
 ・岡崎市 1店舗



ABホテル三河安城 新館（手前） ABホテル三河安城 南館（奥）

お客様がひと時でも心休まる快適な空間とサービスを提供し、宿泊プランの多様化、朝食無料サービスの充実、リラックスできる浴場設備の充実等進化するお客様のニーズに着実に対応し、宿泊稼働率の強化に取り組んでまいります。

③不動産事業

当事業は、「A・City」等の名称で愛知県内に賃貸マンションを50棟2,070室（平成26年1月31日現在）所有しております。

「A・City」シリーズは、当社が土地所有者より土地を購入若しくは賃借し、建築及び運営までを行う賃貸マンションです。当社独自のノウハウにより安定した収益性を実現し、土地所有者も土地を貸すだけで長期安定収入が得られる土地活用です。



A・City桜井（安城市）



A・City三河安城北館（岡）



A・City東新町（岡）



A・City三河安城北館エントランス（岡）



A・City三河安城東町（岡）

賃貸マンションが満室経営となるよう入居者のニーズに合わせた内装設備の充実、広告宣伝方法の見直しにより集客力を向上させ、また入居者が安心して過ごせる住環境の整備を推進してまいります。

3 業績等の推移

● 売上高



● 経常利益



● 当期純利益



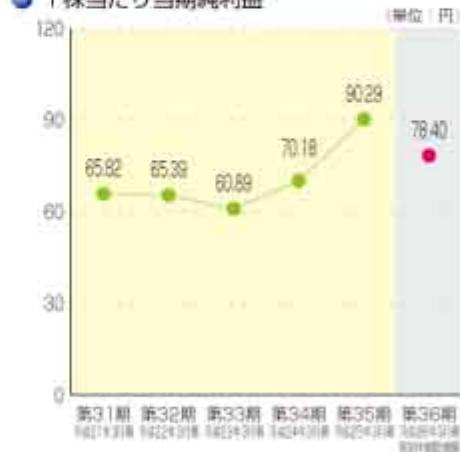
● 総資産額／純資産額



● 1株当たり純資産額



● 1株当たり当期純利益

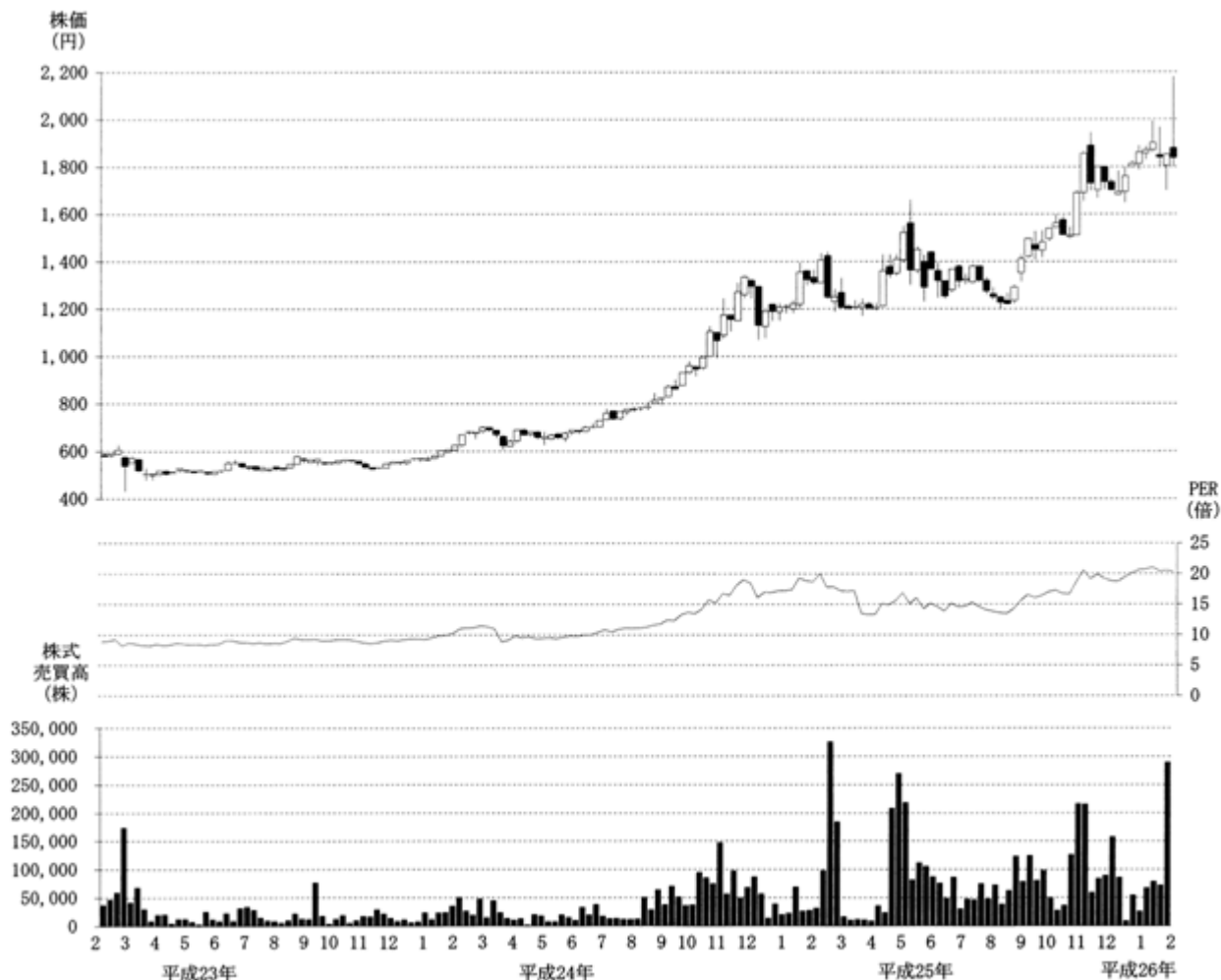


- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年2月21日から平成25年3月14日までの株式会社大阪証券取引所及び平成25年3月15日から平成26年2月14日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年2月21日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年2月14日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年8月25日から平成26年2月18日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等保有割合（％）
フィデリティ投信株式会社	平成25年11月15日	平成25年11月22日	変更報告書	1,171,100	6.37

（注） 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月25日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成25年12月31日現在）、以下のとおりとなっております。

（1）重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
ホリデイスポーツクラブ 静岡清水（静岡市清水区）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	330,000	187,529	銀行借入及 びリース	平成24年 12月	平成26年 3月	会員数 2,000名
ホリデイスポーツクラブ 深谷（埼玉県深谷市）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	330,000	94,748	銀行借入及 びリース	平成24年 12月	平成26年 3月	会員数 2,000名
ホリデイスポーツクラブ 富士（静岡県富士市）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	330,000	43,752	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 6月	平成26年 8月	会員数 2,200名
ホリデイスポーツクラブ 大阪平野（大阪市平野区）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	300,000	3,848	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 8月	平成27年 1月	会員数 2,200名
ホリデイスポーツクラブ 相模原（相模原市南区）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	350,000	4,357	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 8月	平成27年 2月	会員数 2,200名
ホリデイスポーツクラブ 大垣（岐阜県大垣市）	スポーツクラ ブ事業	スポーツクラブ 施設	350,000	3,335	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成26年 1月	平成27年 3月	会員数 2,200名
A B ホテル深谷 （埼玉県深谷市）	ホテル事業	ホテル施設	420,000	110,231	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 1月	平成26年 7月	客室数 117室
A B ホテル一宮 （愛知県一宮市）	ホテル事業	ホテル施設	490,000	3,449	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 7月	平成27年 2月	客室数 123室
A B ホテル伊勢崎 （群馬県伊勢崎市）	ホテル事業	ホテル施設	630,000	111,954	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成25年 6月	平成27年 5月	客室数 127室
A B ホテル豊橋 （愛知県豊橋市）	ホテル事業	ホテル施設	600,000	-	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成26年 1月	平成27年 10月	客室数 148室
A B ホテル金沢 （石川県金沢市）	ホテル事業	ホテル施設	未定	-	銀行借入及 びリース	平成26年 2月	平成27年 4月	客室数 126室

（注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 ホリデイスポーツクラブ盛岡は平成25年4月、ホリデイスポーツクラブ市原五井及びA B ホテル名古屋栄は平成25年6月、A B ホテル小牧は平成25年7月、ホリデイスポーツクラブ大阪寝屋川は平成25年10月、ホリデイスポーツクラブ草津及び桶川は平成25年11月にそれぞれ開業しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）及び四半期報告書（第36期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月25日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成26年2月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月25日）現在において当社が判断したものです。

複数の事業を展開していることについて

当社は、スポーツクラブ事業を主力事業として位置づけており、事業リスクの分散、収益機会の拡大を目的にホテル事業及び不動産事業を展開しておりますが、今後、新規事業に進出したり、既存事業においても、国内景気の動向、競合他社との価格競争等により売上高を一時的に縮小したり、事業から撤退したりする可能性があります。そのため、事業別の売上高構成や主力事業が変更される可能性があり、事業内容の変更に伴って当社の属する業界や当社の業績に重要な影響を与える可能性のある外部要因の範囲も変化する可能性があります。

出店戦略について

当社は、当社独自のマーケティングノウハウ、多様な資金調達方法を採用し、今後も積極的にスポーツクラブ事業の開発を進めていく予定ではありますが、出店候補地が確保できない場合、出店に必要な人材が確保できない場合、その他新規出店に際し当社が予期せぬ事由が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

金利上昇リスクについて

当社は、スポーツクラブ事業において施設の開発を積極的に行っております。施設の建設資金につきましては、多様な資金調達方法を採用しているものの、金融機関等からの借入金による資金調達が主となっており、今後も各事業における有形固定資産の取得に伴い、金融機関から資金を調達していく可能性があります。

当社は、借入金を短期（約1年）、中期（3～6年）、長期（8～10年）と分類しており、プロジェクトの収益計画に基づき資金調達を行っております。長期資金においては、金利の固定化等を行っておりますが、短期及び中期資金の調達については、金利の上昇により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等発生リスクについて

当社は、スポーツクラブ事業、ホテル事業及び不動産事業において建物等の有形固定資産を所有しております。

当社は『施設』及びそれらに『サービス』を付加し収益を計上しており、大規模な震災や水害等の自然災害が発生した場合や、火災等により『施設』等が大規模に毀損し『サービス』の提供が困難になった場合には、営業中止等の理由により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損について

当社は、平成17年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、スポーツクラブ事業、ホテル事業及び不動産事業において著しく収益及び評価額が低下し、有形固定資産の減損処理が必要となった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

敷金及び保証金について

当社は平成25年12月末現在、土地及び建物の賃貸借契約に基づき賃貸人に差し入れている敷金及び保証金が1,572百万円あります。この資産は、賃貸人の財政状態が悪化し、返還不能になったときは、賃料及び解体費用との相殺ができない範囲において貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報の保護について

当社は、スポーツクラブ事業及びホテル事業等において多様な個人情報を管理しており、情報セキュリティにおいて厳重に管理し、情報の漏洩等の未然防止を行っておりますが、万一情報の漏洩、不正使用が起こった場合には、信用失墜等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制

当社は、多角的な事業展開を行っており、複数の業界に属しておりますので、各業界において下記の通り法的規制を受けております。

当社は、これまで法的規制によって事業展開に制約を受けたことはありませんが、今後新たな法的規制等の導入や既存の法的規制の改廃や解釈の変更等が生じた場合並びに重大な法令違反が起こった場合には、当社の業績や事業の存続に影響を与える可能性があります。

関連業界	規制法	管轄省庁	当社事業との関連
スポーツクラブ業	公衆浴場法	厚生労働省	スポーツクラブ事業
	大気汚染防止法	環境省	
ホテル業	旅館業法	厚生労働省	ホテル事業
	食品衛生法	厚生労働省	
	下請法	中小企業庁	
不動産業	宅地建物取引業法	国土交通省	不動産事業
建設業	建設業法	国土交通省	不動産事業
	建築士法	国土交通省	
全般	消防法	総務省	全事業
	景品表示法	消費者庁	
	労働安全衛生法	厚生労働省	

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第36期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月5日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月5日

株式会社東祥

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢 次 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第36期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東祥の平成25年12月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社東祥

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 和 雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東祥の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東祥の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東祥が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。